

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市東地区公民館
所管部・課	新潟市中央公民館
所在地	新潟市中央区蒲原町7番1号
根拠法令	教育基本法 社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	延床面積 1,712.49㎡ 建物構造 東地区総合庁舎(鉄筋5階建)内一部2階, 3階, 4階 主な施設内容(構成施設の内容) 2階 小ホール 3階 和室 303集会室 304講座室 305講座室 調理実習室 美術工作室 保育室 4階 402集会室 音楽室 ホール 多目的ルーム

施設 の 設置 目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置します。
管理・運営に関する基本理念、方針等
〔基本方針〕 1 「社会の変化や市民の多様なニーズに応じた学習機会の充実」 社会状況の激しい変化に対応できるように、子育てや家庭教育の支援、青少年の健全育成や高齢者の学習機会の充実など、各世代の学びの場の提供と支援に努めます。 2 「学・社・民の融合による地域の教育力の向上」 学校、家庭、地域そして公民館等の社会教育施設が連携・協力しながら、地域社会全体の教育力の向上に努めます。 3 「自信をもって自己実現していける市民の育成」 人のかかわりの中で互いに考えを伝え合い合意形成を図るなど学習者の自己肯定感を高めるような学習機会の提供を通して、変化の激しいこれからの社会で自己実現していくことができる力を高めます。 4 「学びの循環を活かした地域コミュニティの形成・活性化への支援」 学びを通して、地域の課題・生活上の課題を把握し、解決に向けて取り組むことで、地域での絆をつくり、コミュニティの形成と活性化に努めます。
【重点事業】 1. 人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 2. 家庭における教育力向上の支援 3. 青少年の生き抜く力を育む機会の充実 4. 高齢者の学習支援や社会参加の促進 5. 現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供